

桜川中学校同窓会会則

第一章 総則

- 第一条 本会は、桜川中学校同窓会と称する。
- 第二条 本会は、事務局を桜川中学校内に置く。
東京都板橋区桜川一の一の二の一（三五三三二）六三三五
- 第三条 本会は、会員の親睦を図り、母校の発展に寄与する事を目的とする。

第二章 組織

- 第四条 本会は、次の役員をもって組織する。
- (一)正会員 (母校卒業生)
 - (二)客員 (母校教職員および旧職員)
 - (三)名誉会員 (PTA会長および功労者)

第三章 役員

- 第五条 本会は、次の役員および幹事を置く。
- (一)名誉会長 (母校の現校長)
 - (二)会長 一名 (本会を代表して全ての会議を召集する。)
 - (三)副会長 若干名 (会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。)
 - (四)事務局長 若干名 (事務を司る。)
 - (五)会計 若干名 (会計を司る。)
 - (六)会計監査 三名 (会計に関する事項を審査する。)
 - (七)常任幹事 各期を代表 (会の運営に参画し、重要事項の審議決定に参与し、各同期会との連絡にあたる。)
 - (八)幹事 各期毎に置かれる。(各期を代表し、重要事項の審議にあたる。)

- 第六条 役員(前条三、七を役員とする。)の任期は、三年とするが再任、幹事との兼務を妨げない。
- 第七条 会長、副会長、事務局、会計、会計監査は、運営委員会の推薦で総会の承認を得て決定する。

第四章 会議

- 第八条 本会の会議は、総会、運営委員会およびクラス幹事会の三種とし会長がこれを召集し議長となる。
- 第九条 定期総会は、毎年一回これを召集する。
- 第十条 総会において左記の事項を審議決定する。

- (一)会長および役員を選出
 - (二)会計決算報告および承認
 - (三)事業報告
 - (四)会計予算の審議
 - (五)事業計画
 - (六)その他重要事項
- 運営委員会は、会長が必要と認めるときこれを召集する。
- クラス幹事会は、運営委員会において必要と認めるときこれを召集する。
- 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

第五章 会計

- 第十四条 会計は、本会の資産の収支を明らかにするため必要な帳簿を常備し、関係のある証拠書類とともに保管しなければならない。
- 第十五条 本会の会計は、会費、寄附金およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 第十七条 本会は、基本金および維持費として、会員その他の寄付を受けることができる。

第六章 付則

- 第十八条 会員は、その住所、氏名に変更のあった場合は直ちに本会事務所に通知しなければならない。
- 第十九条 本会則は、平成八年二月より改正実施する。
- 第二十条 本会則の改正は、運営委員会の議決をもって総会の承認を得なければならない。